

日環協に寄せられた質問内容の一覧

2024年10月現在

<p>工場騒音・振動の間欠騒音及び振動の取り扱いについて教えてください 剪断機等を使用している特定工場の騒音・振動測定を敷地境界で行っている場合最大値がおおむね一定の場合は最大値の平均値、一定でない場合はその変動毎の指示値の90%レンジ上端値をすとなっています。 質問ですが ①概ね一定の場合とは どのくらいのレンジ幅なのかを教えてください。 ②ある理由で変動するピークが最大でも10個しか取れない場合この場合でも 90%レンジ上端値を累計度数曲線より算出すべきでしょうか。 ③平均値についてですが、本により算術平均の記載があったり、パワー平均の記載があったりします。どちらを採用すべきか教えてください。</p>
<p>振動データ処理のついでの下記の場合の振動の取り扱いについて教えてください 定常振動で一部のデータが計量法の測定範囲を一部下回った場合、この時の評価方法は ①定常振動として 計量範囲を下回った数値も有効として計算し報告する。 ②80%レンジ上端値を振動レベルとして報告する。 以上ご教授よろしく申し上げます。</p>
<p>環境庁通知「環大特154号」に示される道路交通振動の測定方法に以下の記述があります。 5秒間隔で連続して測定して得た値(当該測定点を通る自動車の交通量が1時間当たり200台程度未満である場合において、自動車が当該測定点を20秒以上通過しないときにあっては、自動車が当該測定点を通過した時点の前後5秒以内に測定して得た値以外の値を除く。)を100個得ること。 上記の考え方について教えてください。</p> <p>○この除外補正は、要請基準との比較を行う場合にのみ適用するという考えでよいでしょうか。 ○「1時間当たり200台程度未満」の判断はどの程度の時間毎に行うのがよいでしょうか。 (10分毎、1時間毎、昼夜の時間帯区分毎、1日毎など) ○「200台程度」はどのように解釈すべきでしょうか ・台数の範囲(例えば±10%など) ・時間毎に変動してもよいか 例えば、1時間毎の判断とした場合、除外処理のボーダーラインを200台とすると、200台より僅かに多い時間帯(a)よりも200台より僅かに少ない時間帯(b)の方が、値が高くなってしまっても考えられますが、そのような場合に時間帯(a)も除外処理するなど。 ○「通過した時点の前後5秒」とは、振動の「最大値」の前後5秒と解釈すべきでしょうか。 それとも「一定レベル以上の範囲」の前後5秒でしょうか。 後者の場合はそのレベル設定の目安はどう考えるべきでしょうか。 ○10分値や1時間値を報告する場合、その10分間、1時間に1台も通らない場合など評価可能なデータ数に達しないときは、その時間の有効データ無しとするという事でよいでしょうか。 その他、留意すべき点などがございましたらご教授ください。</p>
<p>以前、風営法関係で振動の測定評価を受託したことがあります。しかし、基準等の大枠は規定されていますが、具体的な測定マニュアルにあたるものがなく、他のマニュアル・指針等を参考に実施しました。しかし、結果の評価等これでいいのかよくわからず依頼者にははっきりと言えない部分がありました。 風営法に係る測定での主にわからなかったところは ・測定地点 測定点-敷地境界とありますが、風営法-営業店舗は雑居ビル内が多くどう考えたらいいのか。 4階のA店の振動によって3階のB店が被害を受け測定・評価してほしい場合どのように行えばいいか。A店とB店は全く別の店舗・営業業者で敷地という意味では同じ敷地内だがフロアが違うということで敷地境界の概念が適用できるのか・無いのか。境界の概念がわからないのでこちらの判断で地点を選んで行ったが判断の根拠が明確でない。 ・主管官庁(役所の担当窓口) 法令が公安委員会とあるので所管地域の警察署に技術的及び実務的なことを相談したが、技術(理系)的な方がおらず、市役所-環境担当と相談してほしいとのこと。結局、警察-市役所との押しつけ合い的になってしまった(少々、愚痴)。日環協に言うのは筋違いではありますが、所管官庁(相談できる場)等を設けてほしい。業界団体である日環協の今の何らかの考え方をお聞きしたい。あるいはなるべく関わらない方がいいのであればそういう考えを言ってほしい。</p>
<p>・騒音計の校正に関する質問 旧型式承認(SLS111)の騒音計を使用しています。今まで旧基準で検定を受けていましたが、今後新基準で受ける予定です。新基準で合格した場合でも旧型式承認の騒音計の校正は内部校正(新型式承認は外部校正となっていますが)のままで良いのでしょうか？ ・振動レベル計の校正に関する質問 振動校正器が発売されました。振動校正器の今後の取り扱いについて、例えば計量証明の登録基準に加えられる等、わかることがあれば教えてください。</p>
<p>・低周波音測定場所に関する質問です。 低周波音問題対応の手引き書によると「物的苦情に関する測定場所は問題となる建物の屋外で建屋から1～2m程度離れた場所とする。」に対し心身に係る苦情の場合は部屋の問題となって位置となっています。なぜ測定場所が異なるのでしょうか。 物的苦情に関する原因が分かっていない場合、長時間測定等(例えば24時間測定)で測定する場合風の影響を受けにくい位置で測定した方がより解決しやすい様に思えますし、問題となる位置で測定すべきかと思いません</p>
<p>特定工場騒音を指定地域内で規制する際に時間区分において、環境大臣が定める範囲で規制基準を定めるとありますが、川崎市の工業専用地域の規制基準は昼間 朝夕で75dBとなっており環境大臣が定める範囲を超過しているように思われます。どのような解釈でこのような規制基準をもうけているかご教授して頂くこと</p>

<p>Q&A集 質問38の回答で工場騒音の測定時間に関する質問に対して回答で「規定では10分以上となっております」との回答でした。</p> <p>工場騒音の測定時間に関して明確な測定時間はなかった(変動騒音だとしたら変動の1周期を測定時間とする)と思っていました。ここでいう規定というものが何を指すのかご教授お願い致します。</p> <p>①対象施設は稼働(変動騒音)しているのですが、敷地境界では背景騒音(暗騒音)の影響が大きいので、対象施設音が聞こえません。この場合は、LA95値を採用しても良いのでしょうか？ 宜しくお願いします。</p> <p>②工場敷地内でフォークリフトが不規則な動きをしており5～15dB変動します。測定位置付近での作業音は基準値超過の場合もあるのですが、どのように評価を行えば良いのでしょうか。宜しくお願いします。</p>
<p>環境省における騒音(低周波音問題含む)振動対策の取り組みについて</p> <p>特定工場において騒音・振動規制を超過するケースは(自分が担当したケース)特定施設が関与しているものは皆無であり、その大半が事業所内のトラック音(自動車音)やフォークリフトによる荷物の積み下ろし音、ハンマーによる打撃音、室外ごみ置場に資材廃棄する際にでる音、対象施設外の空調室外機によるケースが殆どです。工業団地が資材倉庫化になりつつある現在、騒音規制法、振動規制法の特定施設に網をかけるのではなく、業種による規制をかけるべきと思いますが如何でしょうか？その方がこの事業所は騒音規制法の対象、対象外との区分けがなくなりやりやすくなると思います。</p>
<p>テーマ3:「騒音・振動Q&Aの解説」(p.47)への質問</p> <p>1.騒音計(新基準の検定合格)の校正に関して</p> <p>「新基準の検定に合格した騒音計に対する校正は、騒音計の取扱説明書に記載されている音響校正機に基づく音響校正により、レベル指示値を調整する校正方法を適用することが望ましい。」と記載されていますが、これが適用されるのは新形式承認の騒音計だけでしょうか？</p> <p>旧形式承認の騒音計であっても、新基準の検定に合格していれば、同様にレベル指示値の調整を実施することが望ましいのでしょうか？</p>
<p>テーマ1:「環境騒音・振動測定における計測器と機能について」(p.28)への質問</p> <p>計測モニタリングのスライドで、インターネット、クラウド等を介して測定値を遠く離れた場所でモニタリングしているとのことでした。</p> <p>弊社でもリオン様騒音計NL-42のシリアルインターフェース機能を利用して、現場から遠く離れた場所でモニタリング(瞬時値の確認、測定開始・停止の制御)を実施したいと考えています。</p> <p>しかし、騒音計の取扱説明書(シリアルインターフェース編)p.7に以下の記載があります。</p> <p>【ノート】</p> <p>NL-42/NL-52とコンピュータを接続すると、コンピュータから混入するノイズによりNL-42/NL-52の測定下限レベルが上がる場合があります。</p> <p>“測定下限レベルが上がる場合がある”とのことですが、計量証明書に記載しても良い測定値として考えても良いのでしょうか？</p> <p>(もちろん、その他の条件は計量証明書に使用できる条件を満たした騒音計を使用予定です。)</p> <p>また、説明書の想定は、騒音計とPCをRS-232Cケーブルで直接接続することを想定していると思いますが、こちらは「騒音計⇒RS-232Cケーブル⇒通信機器⇒遠く離れた場所にあるPC」という構成で、PCと騒音計が直接接続されているわけではありません。</p> <p>通信機器をかませることで、騒音計とPCを直接接続するよりもさらにノイズがのる可能性が高くなるのでしょうか？(逆に下がるのでしょうか？)</p> <p>もし何か知見があるようでしたら、ご教授頂けると幸いです。</p>
<p>質問です。スーパーマーケット等の営業が近隣の民家からの苦情の原因となっている場合、近隣民家の敷地境界で環境基準による評価が考えられるかと思いますが、環境基準の評価マニュアルでは原則として平日の測定が明記されています。実際に騒音が大きくなりやすいのは土日になると考えられるのですがその際の調査日の設定に関してはどう考えるのが適切でしょうか。</p>
<p>平成21年7月10日付けで振動工具への3軸合成値の測定、表示が義務化されました。普段、環境測定の業務を行っておりますが、顧客先より何十年も前の振動工具を取り扱っており、3軸合成値のデータが無いので、測定を行いたいと依頼がありました。この法改正より前の昔の振動工具におきましても顧客先で環境測定会社に依頼し三軸合成値の測定を行わないと法的にまずいのでしょうか。</p> <p>また、その場合はJIS基準に沿った形で測定、評価を行い、計量証明書という形で顧客先へ提出しないといけないのでしょうか。</p> <p>古い振動工具に関しましては、顧客先独自で似た工具の合成値を使って代用する等ではまずいのでしょうか。</p> <p>お忙しいところ申し訳ありませんが、ご教授の程お願い致します。</p>
<p>騒音測定を行った結果についてのご相談です。</p> <p>ある特定施設を所有している事業所の騒音レベルLA5を敷地境界で計測したところ、規制基準55dBIに対し、暗騒音56.4dB、対象騒音:60.4という結果でした。</p> <p>対象騒音は変動騒音のため、暗騒音補正もできないと考えられます。</p> <p>当該結果をもって、規制基準を超過しているのは難しいと考えているのですが、この結果についてどのように取り扱ってよいか、ご助言いただけませんか。</p> <p>(日本環境測定分析協会様が出されているQ&A集(2021年版)は確認しております。)</p> <p>なお、当該測定場所はすぐ隣に一車線道路があり、20～30m離れたところに3車線の国道がある状況で、自動車騒音の完全排除は困難な状況下となっています。今回の測定は、すぐ隣の道路からの自動車騒音は可能な限り排除した状況で計測しています。測定はおよそ10回測定の平均値です。</p> <p>大変お忙しい中恐縮ですが、よろしくお願ひいたします。</p>
<p>騒音・振動測定Q&A集(2021年版)の質問115について質問します。「騒音計の指示値が変動せず、又は変動の少ない場合は、その指示値とする。」の変動幅は2～3dB以内との判断としていますが、「騒音計の指示値が変動せず、又は変動の少ない場合」とは定常騒音とはイコールとはならないと考えてもよろしいのでしょうか？ JIS Z8731(確認2014)5.4.3定常騒音では、「指示値が5dBを超える範囲にわたって変動する場合は定常騒音として扱うことはできない」とあり、5dBを基準に考えない理由について教えて頂けないでしょうか。宜しくお願いします。</p>

<p>振動レベルの決定基準値について 「測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、5秒間隔、百個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の80パーセントレンジの上端の数値とする」とありますが、 ①秒間隔の中の個数という意味でしょうか？ ②80%の範囲と上端(最大?)を教えてください。</p>
<p>工場騒音で大手工場のように工場建屋が敷地境界まで離れている場合、工場稼働音がほとんど聞こえない地点があります。このような環境あっても、常時対象外音が支配している地点では、最低値を敷地境界の工場騒音として結果報告するのでしょうか。</p>
<p>建設作業において、衝撃騒音のピークがランダムに発生する場合、対象作業時間の中で高いピークから最大値をカウントしてL5で評価しております。通常の測定では、数値が高くなる時間帯を見計らって10分程度の計測を行っておりますが、自治体によっては午前と午後に分けて、それぞれ約3時間の作業工程全てを評価することが求められることが多々あります。その場合、建設会社側が周辺への影響低減措置として、作業の中で時間的に間隔を空けるなどの対策としても大して評価値は下がりにません。 実際の現場の対応としては、低騒音、低振動型の機器を使用する他、何ができるものなのでしょうか？ 計測の範囲を越えた質問になりますが、聞けるのであれば聞きたいです。</p>
<p>建設作業の騒音・振動は現場から発生する特定建設作業の騒音・振動が全て対象になると存じております。対象規模の重機類が稼働していない時間における対象作業にかかる手作業により発生する音や振動も対象になるのでしょうか？振動はともかく、騒音は手作業でも重機由来の音を超える場合があります。</p>
<p>間欠騒音や衝撃騒音は発生したピークの最大値を読み取りL5で評価することが求められますが、市販の解析ソフトではドラッグ操作でピークを自動判断して適切な評価値にすることができず、ピーク一つ一つを手作業で読み取るようになります。騒音の種類分けも人が判断するため、衝撃扱いにするか変動扱いにするか分かれる部分になりますが、同じ測定内容なのに委託した事業所ごと結果がずれるリスクもあると考えています。例えば、この波形は規則性がなくレベルが不安定なので変動騒音で評価、この波形はピークの終始で10dB以上の差がいくつも発生しているため、衝撃騒音で評価するといったAIの活用などの動きはあるのでしょうか。</p>
<p>JIS Z 8731:2019の定常騒音の測定方法は、「騒音レベルが安定している場合には、時間重み付け特性Sを用いて指示値を読み取る。多少の変動がみられる場合には、騒音計の積分平均機能を利用して一定時間の等価騒音レベルを求める。」とあります。「多少の変動がみられる場合には、騒音計の積分平均機能を利用して一定時間の等価騒音レベルを求める。」というのは、時間重みづけ特性F(Fast)を用いた場合でも適用されるとの解釈で問題ないでしょうか？ 小社が所有する騒音計のメモリ機能は、F特性とS特性を両方記録することはできず、片方しか記録できないので、実際の測定において、通常、F特性を選択しております。</p>
<p>(確認内容)テレワーク等が普及したことで、在宅時間が増えたこと等から、生活騒音・振動の測定依頼も増えている。東京都では、日常生活等に適用する規制基準があるが、他の県では基準がない。法的拘束力がない等、その旨を依頼者には説明し、(それをもと)よければ請負、都の基準等を参照値として用い、報告している。このような対応で、よいものでしょうか。</p>
<p>特定工場騒音を指定地域内で規制する際に時間区分において、環境大臣が定める範囲で規制基準を定めるとありますが、川崎市の工業専用地域の規制基準は昼間 朝夕で75dBとなっており環境大臣が定める範囲を超過しているように思われます。どのような解釈でこのような規制基準をもうけているかご教授して頂くことは可能でしょうか。</p>
<p>Q&A集 質問38の回答で工場騒音の測定時間に関する質問に対して回答で「規定では10分間以上となっております」との回答でした。 工場騒音の測定時間に関して明確な測定時間はなかった(変動騒音だとしたら変動の1周期を測定時間とする)と思っていました。ここでいう規定というものが何を指すのかご教授お願い致します。</p>
<p>発生源が学校・病院側にある場合の影響評価はどのようにしたらよいでしょうか。 例としては病院等に設置しているクーリングタワー・室外機の音がうるさいとのことで苦情がきてるケースがあります。 その際、環境基準(Leq)を参考に評価すればよいでしょうか。 発生形態に応じた方法(LN等)がよいでしょうか。 測定方法・評価値についても併せてご教示いただければと思います。 よろしくお願いたします。</p>
<p>2018年環境と測定技術Vol.45の計量証明対象範囲の明確化についての報告にて、室内騒音・振動は計量証明対象外とありました。ただ7月5日開催の講習内容であったQ&Aで、マンションの室内における防音、防振性能を評価するための令第28条に規定する音圧レベルは、計量証明対象内?であると読み取れました。室内騒音は、計量証明対象内なのでしょう。</p>
<p>騒音測定においてご質問がありましてメールに記載させていただきます。 工事騒音を測定する前に暗騒音測定を実施しましたが、異常音として判断する事が望ましいかご教授いただければと思います。 測定点付近に消防署があり、消防車が出庫する際にサイレン音が発生しています。 一般的に緊急車両のサイレンは「通常は発生しない人工音」としてデータを除外しています。 しかし、測定点付近には消防署があり、緊急車両のサイレンは、この測定点付近では通常的に発生する騒音ではないかと考えられます。 この消防署からの消防車では無ければ、データとして除外すべきと考えますが、この消防署から出庫した消防車のサイレンは除外すべきでしょうか？ ご教授のほど、よろしくお願いたします。</p>
<p>工場で働いている時に、騒音計をレンタルして「境界線 騒音測定」を年二回実施していたのですが、工場の敷地内で測定していました。 本来の測定方法は敷地の外側から工場に向けて測定しなければならないのでしょうか？ マンションや別会社の工場が隣接している場合はどのように測定すれば良かったのでしょうか？</p>